

クレーンを起因物とするはさまれ巻き込まれの死亡災害発生事例（1999-2020年）

発生年	発生日	時間	死傷災害発生事例	小業種コード	労働者規模
1999	2	9 ～ 10	同僚と二人で行うタワークレーンポストの整理作業で、同僚が門型クレーンでポスト4を運んできて降ろしかけたときに、以前から置いてあったポスト1～3が荷崩れを起こし、ポスト3と4との間に挟まれた。（ポストの重量は、2及び3が2・4トン、1及び4が2・8トン）	11709	10～ 29
1999	3	10 ～ 11	2. 8t橋型クレーンの走行レール横の通路上の鉄板の補修作業中、走行してきた橋型クレーンの走行用モーターボックスと電源ボックスとの間に頭部を挟まれた。	11501	1～9
1999	4	14 ～ 15	午前中にホイスト式片脚橋形クレーンの地上側走行ストッパーの補強のための溶接を溶接工が行ったが、その日の午後に溶接部分が気になってストッパー付近にいたときに、トラックに製品である鉄骨を積み込むため走行してきたクレーンの脚部分とそのストッパーとの間に頭部を挟まれた。	11209	10～ 29
1999	7	9 ～ 10	雨樋修理の事前確認のため、天井クレーン(つり上げ荷重36.0t)のランウェイ上で点検を行っていたところ、コイル(金属板をロール状にしたもの)を倉庫内に取り込む作業を行っていたクレーンと建屋の柱との間にはさまれた。	40301	50～ 99
1999	7	9 ～ 10	集じん機の据付場所変更のため、集じん機の上に乗って玉掛ワイヤーを取り付けていたところ、同工場内で作業を行っていた別の天上クレーンが走行してきたため、クレーンのガーターと集じん機との間に腹部をはさまれた。	30302	1～9
1999	5	16 ～ 17	スクラップヤードの天井クレーンランウェイの一部にボルトを取付けしていたところ、運転室付クラブトロリ式天井クレーン(つり上げ荷重20.52トン)が走行してきて車輪に胴体をひかれた。	11209	1～9
1999	8	17 ～	スタッカークレーン(吊り上げ荷重3.2t)の修理作業で、修理に必要な荷を吊り上げるため別のスタッカークレーンを上昇させていたときに、作業台とク	11702	1～9

		18	レーンに取り付けてあるはしご(背もたれ)との間に挟まった。		
1999	12	10 ～ 11	センターの倉庫内において商品の在庫数量確認のため、スタッカー式クレーンに乗り込みラック内の数量を確認していたときに、スタッカー式クレーンとラックの支柱に胸部を挟まれた。	80401	10～ 29
1999	12	14 ～ 15	クレーン点検歩道上に設置してある制御盤内の制御回路改造が終了し、立ち上がった時に、クレーンで押されて天井建屋梁と制御盤の隙間(130mm)に頭部及び腹部を挟まれた。	11001	1000 ～ 9999
2000	8	14 ～ 15	発電所内の天井クレーンクラブで定期点検作業中に、巻上げ用モーターから減速機につながるシャフトに安全帯のベルトから巻き込まれた。	30301	1～9
2000	11	16 ～ 17	天井クレーンのワイヤー交換作業中に乱巻きワイヤーを直そうとしていた者がワイヤーに右手を挟まれ、そのときにクレーン運転手がワイヤーの巻き上げのため、ワイヤーを巻くドラムに巻き込まれた。	11209	1～9
2000	7	0 ～ 1	天井クレーンを使用して搬送台車に金型を積み終え、玉掛けワイヤロープを外して天井クレーンを水平に移動させたときに玉掛けワイヤロープのアイが金型のアイボルトに引っかかたため金型が搬送台車より滑り落ち、その金型と搬送台車横の金属材料との間に挟まれた。	11502	100 ～ 299
2000	8	16 ～ 17	アンローダーのクラブトロリー室内での異常点検が終了したとの連絡を受け、忘れ物を取ろうとしてクラブトロリーに乗り込んだ者に気づかずクレーン運転士が横行操作をしたため支柱との間に挟んだ。	11702	1000 ～ 9999
2000	8	16 ～ 17	天井クレーン(定格荷重2.5t)でボイラーのケーシング(質量約410kg)の運搬作業を行っていて、建屋の壁とケーシングとの間に胸をはさまれた。	11209	30～ 49
2000	10	13 ～ 14	吊り上げ荷重10.5tの天井クレーンで鉄屑を積み込む作業中に、残留物の選別をしていたときに、巻下げられてきたリフティングマグネットに押し潰された。	11009	10～ 29
		9	立体倉庫のスタッカー式クレーンのトラブルを解消するため、倉庫内に立ち		50～

2000	12	～	入ってクレーンと倉庫内の棚及び棚に置かれていた空パレットとの間に挟ま	11301	99
		10	れた。		
2000	5	～	コンテナターミナル内のガントリークレーンの機械室の下にあるカテナリー	11702	10～
		13	装置(ワイヤーのたるみを防止する装置)のドラム付近で刷毛(長さ約23cm)を		29
		14	使用してワイヤーに防錆油を塗る作業をしていたときに、ワイヤーを巻き取		
			るドラムに頸部付近を巻き込まれた。		
2001	1	～	製鋼工場において、スケールバッグ(鑄造工程で発生する鉄屑を回収する容	11001	10～
		13	器で空の重量約500kg)の取替作業で、クレーンを使用して満載になった容器		29
		14	を撤去し新たに空の容器を設置したが、定位置からずれていたため、再度吊		
			り上げを行ったところ荷が横に揺れ、壁と荷(スケールバッグ)との間にはさ		
			まれたもの。		
2001	1	～	高さ20mのクライミングクレーンの頂部でリミッター装置の調整を行ってい	30209	30～
		14	て、安全帯の小綱がジブの起伏ワイヤードラムに巻込まれたため腹部を圧迫		49
		15	された。		
2001	7	～	港において、船からトラックで運ばれてきたコンテナの搬入チェックをして	50202	30～
		9	いて次のコンテナチェックのため移動中に、タイヤ付橋型クレーン(吊り上		49
		10	げ荷重50t)にひかれた。		
2001	7	～	ディーゼル溶接工場と同僚とエンジンフレーム(65. 5t)を回転装置から吊り	11501	1000
		13	降ろすため、それぞれフレーム内に入り吊り上げ治具(約1t)を天井クレーン		～
		14	(50t)に取り付けようとしていたときフレームと吊り上げ治具との間に頭部を		9999
			挟まれた。		
2001	8	～	産業廃棄物の中間処理作業場でクラブトロリ式天井クレーン(吊上げ荷重	150102	10～
		22	4. 5t、機上運転式)のリフティングマグネット式の吊り具を使用し鉄屑の移動		29
		23	作業を走行レールに沿って運転台に乗り込む乗降場で運転台後部と鉄柵との		
			間に挟まれた。		
2002	11	～	鉄溝工場内において水門巻上げ装置の製作で、円筒状巻上げドラム(長さ	11209	100
		15	1.7m、直径2.3m、重さ約8.5t)にフランジ取付用リングを仮留め溶接する		～
			ため、クラブトロリ式天井クレーン(30t)で主巻・補巻で左右を共吊りし		

		16	ているときに吊り荷が振れ、後方に仮置きしてあった別の円筒状巻上げドラム（長さ1m、直径1.4m、重さ約2t）の間に頭部を挟まれた。		299
2002	1	11 ～ 12	客先の天井クレーンの月例点検で、つり上げ荷重10.2 t の天井クレーンのブレーキライニング部を調整中、クレーンの巻き上げドラムに巻き込まれた。	170209	100 ～ 299
2002	5	22 ～ 23	鑄鍛工場で、加熱炉から加熱された圧延ロールを天井クレーンで鍛造プレス周辺へ置いたのち天井クレーンから降りようとしたときに、昇降ステージ横の柱と天井クレーンとの間に挟まれた。	11001	300 ～ 499
2002	9	10 ～ 11	製鋼原料置場である屋外スクラップヤードで、天井クレーン（つり上げ荷重15.3 t）と隣接建物の壁との間に挟まれた。	11001	100 ～ 299
2002	10	10 ～ 11	製鉄所の冷間圧延工場において、食事休憩をとるため天井クレーンの運転室から同僚が運転する同一ランウェイ上の他の天井クレーン（25 t）のサドル部分を経て建屋に設けられた乗降口まで移動しようとして、クレーンと建屋の柱（若しくは筋かい）との間に挟まれた。	11001	300 ～
2002	1	15 ～ 16	クレーンで加工母材を搬出するため吊り上げたときに、荷と材料置場に置いていた材料との間に腹部を挟まれた。	11209	10～ 29
2003	4	17 ～ 18	コンクリート製品（セグメント質量470kg）を反転機で反転し、天井クレーン（つり上げ荷重2.8t）で移動するため、クレーンを操作したときにセグメントが倒れ、反転機とパレットの柵との間にはさまれた。	10901	50～ 99
2003	4	10 ～ 11	天井クレーン(36t)の運転室をつっている部分の溶接部の確認のため、運転室の天井に乗って運転室を移動させながら行き、作業が終了したので運転室を定位置に一気に戻したときに、ガーターに取り付けられている歩廊と運転室の上部との間に上半身をはさまれた。	11001	1000 ～ 9999
2003	6	13 ～	スタッカークレーンで金型ラックから金型を取り出す作業中に、スタッカークレーンの搬器とプレス用金型ラックとの間に腰部をはさまれた。	11502	300 ～

		14			
2003	7	13 ～ 14	造船場のブロック定盤において、船体ブロック製作作業のため、二重底内部での鋼板の溶接作業の準備中に、走行してきた橋形クレーンの脚部とブロックとの隙間（約10cm）にはさまれた。	11501	1～9
2004	1	14 ～ 15	天井クレーンの走行ギア部の異音調査のため、走行中のクレーン運転台の踊り場から身を乗り出しながらギア部の目視確認を行っていたところ、後方に迫ったコンクリートの柱に気付かずクレーン運転台のアンクルとの間に挟まれた。	30302	50～ 99
2004	1	9 ～ 10	前日より天井クレーンから異音がしていたため、被災者がガーダ上で点検作業を行っていたとき、クラブと配電盤に挟まれた。	50201	50～ 99
2004	5	15 ～ 16	トラックの荷台よりスクラップにする機械（重量約2t）を荷下ろしするため、当該機械のフックにワイヤロープを掛けクレーン運転手に合図しつり上げ、トラックの後部に移動したとき、つり上げていた機械のフックの片方のボルトが折れ機械が宙づりとなり傾き、当該機械とトラックの荷台に挟まれた。	11209	1～9
2004	8	11 ～ 12	コンクリート製下水管をホイス式天井クレーンで高さ1.2mまでつり上げ移動作業を行っていたところ、当該つり荷の下水管が振れて、被災者が当該つり荷と近くに置いてあった別の下水管との間に挟まれた。	10901	1～9
2004	3	16 ～ 17	工事に使用されている敷鉄板の入出荷に伴い、トラックへの敷鉄板の積み卸しおよび敷鉄板の補修作業を行っていたところ、積み重ねられた敷鉄板（高さ約1.4m、1枚の厚み22mm、大きさ約1,500×6,000mm）とホイス式橋形クレーン（つり上げ荷重4.87t）のサドル上に取り付けてある配電盤に挟まれた。	11209	1～9
2005	3	11 ～ 12	仮設ハウスを清掃中の被災者が、付近を走行してきた橋型クレーンと仮設ハウスとの間に挟まれた。	80409	1～9

2005	1	1 ～ 2	スクラップヤードにおいて、作業用通路から走行中のクレーンに乗り込もうとしたところ、走行するクレーンと壁との間に挟まれた。	11009	300 ～ 499
2005	5	11 ～ 12	自動走行で冷凍倉庫から出てきたフォークリフトの左後部と建屋の壁との間に挟まれた。	10109	10～ 29
2005	1	15 ～ 16	シールドマシン部品をクレーンでつり、台上に置いたもう一つの部品と位置合わせし、当該結合部をボルトで結合する作業を行っていたところ、突然クレーンが作動し、つっていた部品ごと50cm程移動して、中で作業していた被災者が部品と台との間に挟まれた。	11209	300 ～
2005	7	9 ～ 10	鉄骨加工工場内において工場床に積み上げられた建築用鉄骨の上で、ホイスト式天井クレーンでつり上げられた建築用鉄骨の柱部分に挟まれた。	11209	10～ 29
2005	3	0 ～ 1	鉄製の箱（重さ0.6トン）に入った金属スクラップ（重さ1トン）をトラック荷台へ移すため、天井クレーン（定格荷重1トン）を操作中、鉄製の箱と荷台のあおりとの間に挟まれた。	11209	10～ 29
2006	2	6 ～ 7	被災者は、工場内の製氷室内において氷（アイス管）の揚げ置き作業を行っている際に、後ろ向きにクレーンを操作していたところ、クレーンで吊っていたアイス管とすでに置いたアイス管の間に挟まれた。	10109	10～ 29
2006	1	10 ～ 11	工場内でガス溶断残滓を除去するため、ドラグ・ショベル（機体重量4.04 t）を高さ60cmの台座の上に乗せようとして、天井クレーン（つり上げ荷重10.2 t）でドラグ・ショベル後部をつり上げた時、ドラグ・ショベルの運転席にいた被災者が横転したドラグ・ショベルに挟まれた。	150102	1～9
2006	6	15 ～ 16	作業建屋において、グラインダーでバリ取り作業を行っていたところ、ベビーファンを置き送風するため橋形クレーンの走行レールの外側にある電源ボックスから電源を取り、振り返ったところ動き出した橋形クレーンのサドル部に押され、建物のコンクリート基礎とクレーンのサドル部の隙間約19cmのところを約1.2m引きづられ、病院で入院治療していたが死亡し	11501	1～9

			た。		
2006	7	8	被災者は混合機の前でつり荷の下敷きになっているところを出勤した別の労働者に発見された。つり荷は原料が入ったフレキシブルコンテナ（350キロ）で、クレーン（つり上げ荷重1t）で吊られている状態であった。	10801	30～ 49
2006	7	0	工場内において鋼管保護のためのコイルリング取付作業後、鋼管を固定していた歯止めを外すため隙間が約44センチの鋼管束と鋼管束の間に入ったところ、クレーンが巻き上げられ、鋼管束と鋼管束に挟まれた。	11001	100 ～ 299
2006	10	22	切削屑の搬送コンベヤに異常があり、被災者は、デッキに上がり修理していた。別の作業員が、取鍋を吊りクレーンを走行させたところ、被災者がクレーンガータとコンベヤフレームに挟まれた。	11002	300 ～ 499
2007	10	10	天井クレーンの稼動範囲内にあるプレス機械の修理作業中、プレス機械の上部に上がっていた被災者が、被災者の背後から走行してきた天井クレーンとプレス機械との間にはさまれた。	11502	300 ～
2007	11	22	スタッカー式クレーン（つり上げ荷重2.7t）の月例点検作業中、被災者は当該クレーンの上限リミットを確認するため、運転席若しくはフォーク部分に乗り込み、上昇していった。被災者がなかなか降りてこないことを不審に思った同僚が確認したところ、当該クレーンの運転席の窓枠部分に乗り、運転席の天井と当該クレーン上部フレームの間にはさまれている被災者を発見した。	80401	300 ～ 499
2007	7	15	鉄製台座（約4t）を床上操作式天井クレーン（定格荷重30t）でつり上げて移動中、床に積んであった鉄製台座と荷の間にはさまれた。	11209	1～9
2007	12	16	被災者が、天井クレーン（10+2t）のガータ受けピースを既設柱に取り付ける作業をしていたところ、当該天井クレーンが移動し、被災者は背後から近づいていることに気付かず、クレーンと柱の間にはさまれた。	30201	1～9
2007	2	13	クライミングクレーンにブルーシートで造られたワイヤモッコを玉掛けし、土砂を運搬していたところ、土砂の埋め戻し作業をするため待機していた被	30201	10～ 29

		14	災者が、鉄筋で組んだ柱とつり荷であるワイヤモッコとの間にはさまれた。		
2007	10	15 ～ 16	被災者は工場内において、10t天井クレーン（床上操作式）のクレーンガーダ上の点検歩道に乗り、建屋の窓を清掃する業務を行っていたが、次の窓に移動するため、地上でクレーンを運転する同僚に合図を出し、天井クレーンを走行させたところ、ガーダ歩道上に設置されてある設備（抵抗器）と建屋の方づえの間にはさまれた。	11301	50～ 99
2007	5	15 ～ 16	被災者と他社の作業者の2名でトレーラーの荷台上でクレーンを使用してH型鋼材の積み込み作業を行っていた。他社の作業者がクレーンで鋼材を荷台に積み込んでいた際に、荷台上で鋼材の受け入れを行っていた被災者が鋼材と鋼材を支える板との間にはさまれた。	40301	1～9
2007	9	13 ～ 14	被災者は、床上式スタッカークレーンを用いて自動倉庫への布製品の入庫及び出庫を行っていたところ、クレーンの搬器とクレーン横に設置された荷台の間にはさまれた。	80401	1～9
2007	3	9 ～ 10	クレーンの組立作業のため天井クレーン（10t）を用いて鋼材（長さ12.9m、幅1.5m、厚さ8mm、重量1.2t）4枚を、つり天秤で3箇所玉掛し、移動させる作業中、当該クレーンが走行したことにより、被災者が当該鋼材とその隣に重ねて置かれていた鋼材との間にはさまれた。	11301	100 ～ 299
2008	1	9 ～ 10	同僚と2名で鋼管の面取り作業の際、同僚が橋形クレーンで鋼管（直径2.5m×長さ11m×厚さ12.7mm×重量8.7t）をつり上げてターニングローラー（鋼管回転機）にセットしようとして微調整を行ったところ、荷が振れて玉外しのため待機していた被災者が鋼管と酸素ガスガードルの間にはさまれて死亡した。	11209	30～ 49
2008	9	7 ～ 8	事業場の作業者が天井クレーン（定格荷重25t）を操作して鋼板ロール（約11t）を専用つり具（トング）でつり上げて荷卸していたところ、荷台上で次に荷卸しする鋼板ロールのシート外し作業を行っていた被災者が、つり荷と当該鋼製ロールとの間にはさまれた。	40301	30～ 49
		17	事業場内の金型置場において、被災者はダブルレール式橋型クレーン（定格荷重15t）を運転して金型運搬作業を行った。作業終了後、元の位置へク		50～

2008	6	～ 18	レーンを移動させていたところ、被災者がストッパーとクレーンのバッファとの間にはさまれ死亡した。	40301	99
2008	10	10 ～ 11	バルブ（重さ約2t）の製造工程において、被災者は、バルブを運搬するためにホイスト式天井クレーン（つり上げ荷重5t）を操作したところ、荷台にあったバルブが被災者へ激突してバルブと別の機械との間にはさまれ死亡した。	11209	30～ 49
2009	7	13 ～ 14	埠頭に接岸中の調査捕鯨船の冷凍船艙内において、天井クレーン等を使用して積荷（箱詰め鯨肉等）の荷降ろし作業を行っていたところ、積荷の上に立っていた被災者が、走行してきた天井クレーンのガーダーと積荷の間にはさまれ、重傷を負い、搬送先の病院において入院加療中、後日死亡した。	50202	300 ～ 499
2009	9	16 ～ 17	工場の外部に設置されている床上操作式の橋形クレーン（定格荷重2.8t）を用いてH鋼を運搬していた際にクレーンが転倒し、転倒したクレーンにはさまれた。	11209	10～ 29
2009	8	17 ～ 18	被災者とクレーン運転士の2人がトレーラーに3段重ねで積んできたパレット（パレット1個あたり自重1.3t）を降ろすため、片脚橋型クレーン（定格荷重5t+5t）のフックにつり下げたつり具（天秤）にチェーンスリングを取付後、被災者がパレット最上段に立ちクレーンを待っていたとき、チェーンスリングがパレットに掛かりパレットが移動したため、被災者がバランスを崩し荷台に落下して移動したパレットにはさまれた。	11501	1001 ～ 9999
2010	9	10 ～ 11	工場内において、天井クレーンのランウェイ付近で作業用通路の設置工事の下見作業を行っていたところ、天井クレーンが被災者に気付かず走行してきたため、天井クレーンのガーダーと建屋の柱に挟まれ死亡した。被災者が天井クレーンオペレーターに立入りすることを連絡していなかった。	11209	10～ 29
2010	9	17 ～ 18	製造したPC板を橋型クレーンで荷積み作業中、つり荷が振れ、つり荷と積んでおいた荷の間に挟まれたものと思われる。	10901	10～ 29
			クラブトロリ式天井クレーン（定格荷重13t、床上操作）の月次検査で、		

2010	9	11 ～ 12	試運転としてガーダ上に点検者3名を乗せた状態で走行させたところ、上からヘルメットが落ちてきたのに運転士が気づき、走行を停止した。同僚がガーダ上を確認したところ、頭部から血を流してうずくまっている被災者を発見した。ガーダ上の走行駆動装置付近で目視点検をしていた被災者が建屋の梁に激突し、梁と走行駆動装置との間に頭を挟まれ死亡したとみられる。	11702	100 ～ 299
2010	10	14 ～ 15	出先の工場内において、熱処理炉の組立作業を行っていた被災者が適切に退避しておらず、走行してきた天井クレーンと組立中の熱処理炉の配管の間に頭部を挟まれ死亡したものの。	11301	50～ 99
2010	10	11 ～ 12	ホイス式橋形クレーン（床上運転式、つり上げ荷重30.4t/5.04t）の走行レール側のエアバルブのところで作業していた被災者が、走行レール上に倒れていたところを同僚に発見され、同僚が救助しようとしたが、別の同僚が当該クレーンを走行させたため、被災者がクレーンの走行車輪に巻込まれたもの。被災者はその直前、当該クレーンの走行時にサドルにヘルメットが巻き込まれ倒れていたものとみられる。クレーン運転者は無資格であった。	11301	50～ 99
2011	7	8 ～ 9	被災者は、タワークレーンのクライミング時に使用した鉄骨仮設梁（H鋼195×400×9000（mm）、重量4トン。以下「鉄骨という」。）をトラック荷台上に積み込む作業において、合図、誘導、玉外し作業を行っていた。2本目の鉄骨をトラックに積み込む際、タワークレーンで吊り下ろしてきた鉄骨が横ぶれし、トラック荷台上にいた被災者が、鉄骨とトラックのあいりとの間にはさまれたもの。救急車搬送後、同日死亡。	30201	1～9
2011	3	14 ～ 15	天井クレーンに不具合があり、状況確認のため被災者が同一走行レール上の他クレーンのサドル（歩廊無し）に乗り、進行方向に背を向けた状態で、運転者に走行の合図をした。合図に従い走行中、建物の梁付近で被災者が停止のような合図をし（走行距離約9m）、続けて後退のような合図がありそれに従った。後退したところ、被災者は、建物側壁とクレーンとの隙間に倒れ込んだ。以後、入院治療中であったが4月6日に死亡した。	11101	50～ 99
			被災者は、揚重作業中のタワークレーン上において、巻上ドラムと起伏ドラ		

2011	9	9 ～ 10	ムとの間で、機器（クレーンの旋回状況を現場事務所でモニタリングするた めのもの）の配線作業を行っていたところ、起伏ドラムが回転し、起伏ワイ ヤーの尻手部分が被災者の安全帯のロープ部に引っ掛かり、起伏ドラムとタ ワークレーン床面との間に体ごと巻き込まれた。	30201	30～ 49
2011	1	21 ～ 22	被災者は3500トンプレス成形機の金型の移動作業を天井クレーンを使用 して行っていた。同僚が金型のうゑに作業帽が乗っているのを発見して近づ いたところ地切りした金型と隣に置いてあった金型との間で挟まれている被 災者を発見した。	10805	100 ～ 299
2011	4	10 ～ 11	被災者が、元方事業者の工場の台車塗装装置の定期点検のために、当該装置 の上部に乗って点検作業を行っていたところ、元方事業者の労働者の運転す る天井クレーンの運転台に激突され、当該クレーンの運転台下部と塗装装置 の上部の間に全身を挟まれ、死亡したもの。なお、災害発生時当該クレーン は床上操作式コントローラにより運転されており、当該運転台は使用されて いなかったもの。	11503	100 ～ 299
2011	11	9 ～ 10	被災者は、他2名の作業者と屋外で建築用床材のFR板（コンクリート製 品、12.7m×2.01m、約3.8t）の集積作業中、3枚目のFR板 を積もうと、無線で橋形クレーン（つり上げ荷重10.2t）を操作しなが ら、位置決めを行い、FR板を巻下げようとしたところ、吊荷のFR板が被 災者の方に振れて、被災者は、吊荷のFR板と背後に既に6枚積まれていた FR板との間に胴体を挟まれ負傷し、搬送先の病院にて死亡。	10901	1～9
2011	3	0 ～ 1	被災者は、工場内で平鋼切断ロボットによる加工が終了した鋼板12枚を、 2クラブ2フック式天井クレーンを用いて仮置き場に移動させる作業を行う ため、当該鋼板の片側に玉掛けし、次にもう片側に玉掛けしようとしていた ところ、当該天井クレーンが走行し、同鋼板が天井クレーンに引きずられ、 移動してきた鋼板とNC架台の間に挟まれたものである。	11501	300 ～
2012	5	10 ～	災害発生日は作業最終日であり、床清掃後、残っている機材を搬出して終了 する予定であった。床清掃が終了後、被災者は複数台あるスタッカークレー ン（つり上げ荷重6t）を定位置に戻すべく、運転台にて半自動運転で原点	30209	100 ～

		11	復帰の操作を行った。その後、何らかの理由でラックとスタックークレーンとの間に頭部、胸部及び腹部を挟まれ死亡した。		299
2012	3	4 ～ 5	被災者は橋形クレーンの始業前点検を行っていた際、異音が生じたため、クレーンを稼働させながら異音の確認を行ったところ、稼働していたクレーンに巻き込まれた。	50202	300 ～
2012	10	14 ～ 15	高さ7.8mの鉄骨柱に設置した天井クレーンのレール付近で、LANケーブルの敷設作業をしていた被災者は、他の労働者が移動させてきた天井クレーン（20 t）と鉄骨柱の間に挟まれ死亡した。	30309	10～ 29
2012	9	13 ～ 14	作業員2名で大型プレスの整備作業を高さ5.4mにあるプレス上部の作業台で行っていたところ、プレスの上をホイスト式天井クレーンが通過することになり、作業台上でクレーン運転者に対し走行の合図を行っていた被災者は、クレーンガーターと作業台の内手すりとの間に首を挟まれ死亡した。	11502	100 ～ 299
2012	7	9 ～ 10	労働者3名で工場内に設置されているスタックークレーンの年次点検を実施していたところ、昇降機が自然に降下し、昇降機の下で作業を行っていた被災者と同僚が昇降機とローラーコンベアのフレームに挟まれ、被災者は死亡し、同僚は腰を負傷した。	11702	1～9
2013	10	11 ～ 12	被災者は、取引先の製品の仕上がり状況を確認するため、メッキ工程における乾燥槽をのぞきこんでいたところ、側方からきた自動搬送機と乾燥槽にて乾燥工程中のメッキ用ハンガーとの間に挟まれ死亡した。	10899	10～ 29
2013	7	13 ～ 14	工場内で、鉄骨加工作業をしている際、H鋼の柱材を天井クレーンで移動しようとして、横に置いてあったH鋼と天井クレーンで吊ったH鋼に胸部を挟まれた。	11209	1～9
2013	8	9 ～ 10	貨物船内の圧延用ロール3本を岸壁にあるクレーンでつり上げて陸揚げする作業中、被災者は1本目のロール（重量64 t）に玉掛し、船底より地切りしようとしたところ、ロールが回転し始め隣のロールと接触しそうなため、咄嗟にロールの回転を止めようとして隣のロールとの間に挟まれた。	11001	300 ～ 499
		15	クレーン部品（重量3.1 t）の運搬作業を行っていた作業員が、当該部品		1000

2013	7	～ 16	と搬送台車の荷台との間に、上半身を挟まれているところを発見された。被災者は、隣接する組立作業場に部品3台を搬送するため作業をしており、3台目を天井クレーンを使って吊り込んでいた際、部品の下敷きになった。	11501	～ 9999
2013	11	～ 12	会社の作業ヤードにて、4名で鉄板の加工作業を行っていた際、作業場が狭くなったことから、移動テントを動かすため、被災者はこれを固定していたチェーンブロックをはずす作業を行っていたところ、運転手がホイスト式橋型クレーン（吊り上げ荷重2.8T）を走行させたため、クレーンの脚部とテントの建地の部材の間に挟まれ、死亡した。	11209	1～9
2014	10	～ 13	自動車シート自動搬送装置（スタッカークレーン）で異音発生に伴う異常確認のため、被災者は、自動運転中であつた同装置点検用架台の手すりの上に乗り、同装置上部で異音発生の有無を確認しようとしたところ、自動運転により同装置が被災者後方側に走行し、被災者の頭部が同装置の上部フレームと工場建屋の梁に挟まれた。	11502	～ 499
2014	6	15 ～ 16	大型設備分解整備作業中、天井クレーンの走行方向の安全装置（近接防止装置）の故障、誤作動により、走行の操作が不能となり、被災者が天井クレーン脇の建屋歩道からクレーン走行サドル部分の安全装置の点検を行ったところ、走行動作をしたクレーンと歩道手すり補強材に頭部を挟まれた。	30302	10～ 29
2014	3	11 ～ 12	片脚橋形クレーンの月次検査をガーダ上で行っていた際、動作確認のため同僚がクレーンのトロリの横行を行ったところ、被災者はトロリ側の給電ケーブルの支柱と、点検歩道側の支柱との間に頭部を挟まれ、ガーダ上の点検歩道から約9m下まで転落した。	30301	10～ 29
2015	3	9 ～ 10	天井クレーンの修繕工事において、クラブトロリの脇で修繕箇所の動作確認をしていた被災者が、横行したクラブトロリの給電用ブラケットとガーダ上の給電レール支持箇所との間に胸部をはさまれたもの。	30302	10～ 29
2015	7	13 ～	被災者は建築用梁材の補強リブ等を溶接する作業を行っており、片面の溶接が終了し、裏面の溶接を行うため、ホイスト式天井クレーン（4.842t、無線操作）を用いて、梁材を反転させようとしていた（推定）。その際に、作業中の梁材にホイストを近づけようとクレーン操作をしていたとこ	11209	30～ 49

		14	ろ、被災者の後方から梁材が倒れてきて、作業中の梁材との間に挟まれたもの。		
2016	11	8 ~ 9	被災者は、災害発生地所在の事業場構内で、ロール状に巻かれた製品を床上操作式のクレーンを用いてトラックの荷台に積む作業を行っていたが、8時50分頃に被災者が倒れているのをトラックの運転手により発見された。発見時、被災者はクレーンにより動かされた製品と床に置かれていた製品との間に挟まれている状態で発見され、意識はなかった。	10203	50~ 99
2016	10	9 ~ 10	つり上げ荷重3トンの天井クレーンの月例定期自主検査において、走行試験を行うため、2次下請の被災者と1次下請の作業指揮者がクレーンガータ上に、別の2次下請の操作者が地上にいて、作業指揮者が操作者に合図をしてクレーンを走行したところ、被災者が天井梁とガータ手すりの間に挟まれた。	170209	30~ 49
2016	9	15 ~ 16	被災者は同一事業場所属の労働者Aと2名にて天井クレーンの月例点検を行っていた。点検終了後、地上にいたAがブザーにて合図を行い、クレーン上に人影がないことを目視したのち、ホイストを北に横行操作を行った。被災者がクレーンより降りてこなかった為、Aが確認したところ、ガーダ歩道上のトロリ線メンテ用のはしごとホイストに被災者が挟まれているのを発見した。病院に搬送されたが、死亡が確認された。	11001	1~9
2016	6	20 ~ 21	現場である発注者のラック倉庫で、夜間で完了予定のスタックークレーン（つり上げ荷重5.25t）のケーブル交換工事において、被災者以外の作業者が運転席・フォークと共に高所に配置し、地上で被災者が上から下ろされるケーブルの長さ確認をする作業中、運転者がクレーンを約1m前進させた際に地上を確認したところ、被災者が柱とクレーン制御盤の間約13cmのすき間に挟まれていた。	30302	1~9
2016	6	1 ~	棒鋼の圧延工程において、圧延機の部品（13.4t）を交換する作業に従事していた被災者は、交換の終わった部品を同僚1名とともに玉掛けし、被災者一人で天井クレーン（15t）を使用し、無線で運転しながら搬送して	11001	100 ~

		2	いたところ、運んでいた部品と部品置場に置かれていた部品の間にはさまれた。		299
2016	3	17 ～ 18	修繕船のスクリューの溶接補修作業を出張で行っていた被災者は、作業終了後、使用した溶接機・工具等を渠底から運び出すため、造船所の12tジブクレーンのオペレータに運搬を依頼、当該渠底から荷卸先のトラックに移動すべく、船渠中央部にある昇降階段を通り、船渠サイドに上がった直後、荷を吊り走行してきた当該ジブクレーンのサドルに接触、サドルと船渠サイドの手すりとの間にはさまれ死亡した。	11501	30～ 49
2017	11	8 ～ 9	加熱炉の炉扉修理作業において、同炉扉を天井クレーン（無線操作式）で運搬している際に、被災者が、同天井クレーン下部に設けられたトロリ線点検台と、加熱炉に隣接した設備である油圧シャーのデッキ部分に設けられた手すりにその身体を挟まれた。被災者は天井クレーンを操作していたものでなく、運搬中の炉扉が工場内設備等に接触しないよう、炉扉とともに移動しながら補助作業を行っていた。	30309	30～ 49
2017	8	2 ～ 3	被災者は、構内下請事業場の労働者として製品を自動倉庫（冷凍庫）内に入庫する作業に従事していた際に何らかの理由で当該倉庫内に入っていたところ、走行してきたスタックークレーン（つり上げ荷重1.6t）の手動運転台の床部と当該倉庫内出入口に設置されている固定踏台との間に身体を挟まれ、窒息死した。	10101	50～ 99
2017	2	10 ～ 11	工場に設置された天井クレーン（吊上荷重6.1t）の点検作業において、被災者と同僚労働者の2名はクレーンガードに備えた歩道上で作業を行っていた。作動試験においてクレーンを走行させるため、歩道上の2名に座るよう指示しクレーンを走行させていたところ、被災者が何らかの理由で立ち上がり、工場建屋の梁とクレーン設備（制御盤）との間に頭部を挟まれ死亡した。	11501	50～ 99
2018	7	12 ～ 13	造船所内において、船体ブロックの溶接作業を行っていた被災者が近接する橋形ホイストクレーンの脚部のところで、ひかれていたのが発見され、病院に搬送するも、死亡が確認された。	11501	10～ 29

2019	11	10 ～ 12	コンクリートパイプを製造する工程において、天井クレーンを使用して荷（蒸気養生槽から取り出したコンクリートパイプ及びその型枠）を運搬していたところ、床に置いてあった別の型枠のボルトを緩める作業を行っていた被災者が型枠と荷の間にはさまれ、医療機関に搬送されたが、同日死亡した。	10901	50～ 99
2019	1	14 ～ 16	製作所内において、被災者が高さ約10mの自動倉庫内部でメンテナンス作業をしていた。自動倉庫の天板が、別作業中の天井クレーンのガーダと接触したため、クレーンが停止した。被災者は接触した天板を自動倉庫内から搬出した。その後、クレーンの運転を再開したところ、被災者がクレーンガーダと自動倉庫に挟まれ被災したものの。	80209	30～ 49
2019	1	16 ～ 18	被災者は、製鋼工場内で同僚2名とともに天井クレーン（つり上げ荷重60トン）を用いて、スラグの搬出作業を行っていた。スラグ（約8トン）が入ったバック（鉄製、約5トン）を補巻フック（定格荷重15トン）に2点掛けし、ワイヤーを張ろうと巻き上げたところ、上げすぎてバックが約0.5m上がり横に振れ、当該バックと別のバックとの間にはさまれ、死亡したものの。	11001	100 ～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202207_01.html